

運輸安全マネジメントの取組み

平成30年度(2018.12.12～2019.12.12)

1. 輸送の安全に関する基本方針

(1) 経営者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

(2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

2. 輸送の安全に関する目標(2019年度)

(1) 重大事故ゼロ

(2) 物損事故件数前年比10%減 (前年度 4件 → 今年度目標 3件以内)

3. 輸送の安全に関する達成状況(2018年度)

(1) 重大事故ゼロ → 0件

(2) 物損事故件数前年比10%減 → 現在2件 達成中

(3) 定期点検の確実な実施 → 100%実施

4. 自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計

(1) 第2条第2項に該当する事故 2018年度 → 0件

(転覆、転落、自動車火災、死亡事故、重症、危険物の飛散・漏洩、ドライバ疾病・車両故障による運行停止)

5. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効果的に行うように努める。

(3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有する。

(4) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実

施する。

6. 輸送の安全に関する計画

- (1) 定期的な運転技能研修会の実施。
- (2) ドライブレコーダーの順次導入

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 別紙計画書のとおり
- (2) 安全推進室による研修会
- (3) 複数回事故惹起者、また追突等過失の大きい事故を起こした者への個別指導

8. 安全統括管理者

月城 昌吉

9. 事故、災害等に関する報告連絡体制

別紙「事故、災害時に関する報告連絡体制」にて。

10. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮系統

別紙「輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統」にて。

11. 安全管理規定

弊社規定に基づく。(平成18年12月28日届出済み) ※弊社規定

12. 輸送の安全に対する内部監査結果、措置内容

安全統括管理者より指名を受け、現地営業所にてチェック項目内容の監査を実施した。

【重点監査項目】

- (1) 特定乗務員に対する適性診断の受診状況
- (2) 定期点検の実施状況

【内部監査】

重点項目を中心に各所安全意識の度合い、実施状況を評価

【改善措置】

特定乗務員に対する適性診断受診に一部洩れが発覚した為、速やかに実施